

# IASB の動向 (2017年5月～2017年7月)

ASBJ 専門研究員 かじた ゆきひろ  
**梶田 幸裕**

## I. 基準等の公表

### 1. IASB が IFRS 第 17 号「保険契約」を公表 (2017年5月18日)

国際会計基準審議会 (IASB) は、IFRS 第 17 号「保険契約」を公表した。本基準は 2021 年 1 月 1 日に発効し、早期適用も認められている。

2004 年に暫定的な基準として導入された IFRS 第 4 号「保険契約」は、各国の既存の会計基準により保険契約の会計処理を行うことを容認していたため、保険会社間の財務諸表の比較が困難であったが、本基準によりすべての保険契約を首尾一貫した方法で会計処理することとなるため比較可能性が向上する。なお、本基準により IFRS 第 4 号は廃止される。

詳細については、本誌 100 頁の「IFRS 第 17 号『保険契約』の解説」を参照いただきたい。

### 2. IASB が IAS 第 12 号「法人所得税」に関する解釈指針を公表 (2017年6月7日)

IASB は、法人所得税の会計処理に不確実性を反映する方法を定めるため、IFRIC 解釈指針第 23 号「法人所得税務処理に関する不確実性」を公表した。本解釈指針は 2019 年 1 月 1 日に発効し、早期適用も認められている。

税法を特定の取引又は状況においてどのように適用するのか、あるいは税務当局が企業の税務処理を受け入れるのかどうかについて不明確な場合がある。IAS 第 12 号「法人所得税」(以下「IAS 第 12 号」という。)には、不確実性の影響を反映する方法について具体的なガイダンスが示されていない。本解釈指針は、不確実性の影響を法人所得税の会計処理に反映する方法を定めることによって、IAS 第 12 号に追加される要求事項を提供している。

## II. 公開草案等の公表

### IASB が実務の不統一を減らすために IAS 第 16 号「有形固定資産」の修正を提案 (2017年6月20日)

IASB は、基準の適用の不統一を減らすための IAS 第 16 号「有形固定資産」の狭い範囲の修正の提案として、公開草案「有形固定資産一意図した使用の前の収入」を公表した。コメント期限は、2017 年 10 月 19 日である。

本修正案は、有形固定資産を使用可能にする間に生産された品目の販売から生じた収入を、当該有形固定資産項目の取得原価から減額することを禁止することを提案している。本修正案は、それらの販売から生じた収入及び関連する

コストを純損益に認識することを提案している。

詳細については、本誌 165 頁の「IASB 公開草案『有形固定資産一意図した使用の前の収入 (IAS 第 16 号の修正案)』の解説」を参照いただきたい。

### Ⅲ. その他の IASB 関連のプレスリリース

IASB が、IFRS 第 13 号「公正価値測定」の適用後レビューの第 2 フェーズを開始 (2017 年 5 月 25 日)

IASB は、資産及び負債の公正価値を測定する方法を説明する会計基準である IFRS 第 13 号「公正価値測定」(以下「IFRS 第 13 号」という。)に関する経験を伝えるよう利害関係者に求める情報要請を公表した。コメント期限は 2017 年 9 月 22 日である。

本情報要請は、IASB による IFRS 第 13 号の適用後レビュー (PIR) の一環として実施されている。PIR の目的は、会計基準が意図していたとおりに当初の目的を達成しているかどうかを評価することにある。

IFRS 第 13 号の PIR は 2 つのフェーズにより構成されている。第 1 フェーズでは、IASB は第 2 フェーズでさらに分析する項目を識別し、第 2 フェーズでは、本情報要請を実施することにより、次のことに焦点を当てる。

- 公正価値測定に関する開示
- 子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定に関する追加的な情報
- 非金融商品の公正価値を測定する際の「最有効使用」の概念の適用
- 判断の使用

さらに、本情報要請は、生物資産及び相場価格のない資本性金融商品の公正価値の測定に関

する追加的なガイダンスの必要があるかについても検討している。

## Ⅳ. IFRS 財団関連のプレスリリース

### 1. Jianqiao Lu 氏を IASB メンバーに任命 (2017 年 5 月 11 日)

IASB のガバナンス及び監督を担う IFRS 財団の評議員会は、Jianqiao Lu 氏を IASB メンバーに任命した。5 年間の 1 期目の任期は、2017 年 8 月より開始する。

Lu 氏は、中国財政部出身で、Accounting Regulatory Department のディレクターとして、中国の会計基準の設定を担当し、中国の会計基準を IFRS 基準に整合させるために主導的な役割を果たした。また、同氏は、かつて中国の政府会計基準の改革ワーキンググループの責任者を務め、非政府系非営利団体の会計基準を開発するプロジェクトも指揮していた。

同氏は、アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG) の設立と活動に重要な貢献をした。また、IASB の新興経済グループの主要なファシリテーターや会計基準アドバイザリー・フォーラム (ASAF) のメンバーなど、IFRS 財団の活動にも長年にわたり積極的に関与してきた。

同氏は、上海财经大学における経営学の博士号を有している。

なお、IASB メンバーである Wei-Guo Zhang 氏及び Stephen Cooper 氏は、それぞれ 2017 年 6 月 30 日及び 2017 年 7 月 31 日に 2 期目の任期が終了し、退任している。

### 2. IFRS 財団と世界銀行は、発展途上国による IFRS 基準の使用を支援する協力を深化させる (2017 年 5 月 15 日)

IFRS 財団は、発展途上国による IFRS 基準

の使用に関する支援を強化するために、世界銀行との間に新たな協力協定を締結したことを発表した。

本協定は、IFRS 基準のアドプションにより提供される透明性、説明責任及び効率性が、対内投資の誘致、経済発展の促進及び究極的には貧困の緩和に重要な役割を果たすという組織の見解を反映している。

IFRS 財団の強力な技術的専門知識を世界銀行の広範なネットワーク並びに重要な国際的及び地域的なプレゼンスと組み合わせることによって、両組織はそれぞれの公益的使命を推進する機会を得ることになる。

本協定は、今後数年間で、両組織が共同で重点的に取り組む一連の優先事項として、以下を記述している。

- IFRS 基準と中小企業向け IFRS に対する理解を深めるための教育プログラム（オンラインとオフラインの両方）の開発及び基準の導入を支援する文書の作成
- このようなプログラムをパッケージ化して、個別の国又は地域における開発プロジェクトに対して「標準化された」ソリューションを提供すること
- IFRS 財団の活動においてより積極的な役割を果たすことができるよう基準設定の能力が高度化していない発展途上国の発展を支援するためのステップ

本協定に記述されているプロジェクトを開始するにあたって、両組織は定期的を開催するグループを設定する。今後のさらなる議論は、ブラジルで 2017 年 11 月に開催される IFRS 財団の評議員会の会合に合わせて、サンパウロで行われる予定である。

### 3. 公益財団法人財務会計基準機構と IFRS 財団の評議員会がグローバルな基準に向けての共有された責務を再確認 (2017 年 5 月 25 日)

東京で開催された IFRS 財団の評議員会の会合に合わせて、IFRS 財団の評議員会と公益財団法人財務会計基準機構 (FASF) は、単一の高品質でグローバルな会計基準という目的に向けての共有された責務を再確認し、日本における IFRS 基準の適用を支援するために両組織がどのように協働するかを記述した共同声明を公表した。

両組織は、日本企業の IFRS 基準の適用を促進し支援するという目的を共有している。

日本では、上場企業はいくつかの会計基準から会計基準を選択することができる。IFRS 基準の適用は 2010 年から認められており、それ以後、多くの日本企業は、IFRS 基準を使用することを決定してきた。164 の上場企業が IFRS 基準を採用するか又は採用の予定を発表しており、これは日本の上場企業全体の時価総額合計の約 30% を占めるに至っている。

FASF、企業会計基準委員会 (ASBJ)、IFRS 財団の評議員会及び IASB は、単一の高品質でグローバルな会計基準という目的に向けての責務を再確認するとともに、アジア・オセアニア地域におけるさらなる協力の促進において、IFRS 財団アジア・オセアニアオフィスが重要であることを認識した。

共同声明には、東京で開催された評議員会の会合期間中に日本の広範な利害関係者を集めて催された「財務諸表の作成者と投資家との間の建設的な対話」と題する、共同イベントとパネル・ディスカッションの様子が記載されている。当該イベントにおいて、麻生太郎副総理は歓迎の挨拶を述べ、また、当該イベントでは、企業と投資家との間の建設的な対話を構築するために日本において継続されている作業や、会

計基準がどのようにこの対話に寄与できるかについて焦点が当てられた。

詳細については、本誌 45 頁の「特集 2 IFRS 財団・財務会計基準機構ステークホルダーイベント」を参照いただきたい。

#### 4. Beller 氏、Brandt 氏、佐藤氏及び Schacht 氏を IFRS 財団の評議員に再任 (2017 年 6 月 1 日)

Alan Beller 氏、Werner Brandt 氏、佐藤隆文氏及び Kurt Schacht 氏は、IFRS 財団の評議員として 2 期目の任期に再任された。新しい任期は、2018 年 1 月 1 日から開始する 3 年間である。

Beller 氏は、法律事務所の Cleary Gottlieb Steen & Hamilton LLP のシニア・カウンセラーであり、米国証券取引委員会 (SEC) のコーポレート・ファイナンス部門の元ディレクターである。

Brandt 氏は、ドイツの SAP SE の元 CFO であり、ドイツ会計基準委員会 (DRSC) のボード・メンバーも務めている。

佐藤氏は、日本取引所自主規制法人の理事長であり、以前は日本の金融庁長官を務めていた。

Schacht 氏は、ニューヨークの CFA Institute のマネージング・ディレクターであり、SEC の Investor Advisory Committee の元議長である。

#### 5. Nick Anderson 氏及び Ann Tarca 氏を、IASB メンバーに任命 (2017 年 6 月 13 日)

IFRS 財団の評議員会は、投資家出身の Nick Anderson 氏と学界出身の Ann Tarca 氏を IASB メンバーに任命したことを発表した。

Anderson 氏と Tarca 氏の 5 年間の 1 期目の任期は、それぞれ 2017 年 9 月及び 2017 年 7 月から開始する。なお、IASB の構成は、職業的

及び地理的な両方の背景の混成となることを保証しており、Anderson 氏は IASB の欧州議席の 1 つを占め、Tarca 氏はアジア・オセアニア地域のメンバーの 1 人となる。

Anderson 氏は 30 年の実務経験を持ち、主にパイ・サイドの投資家の立場で高品質な財務報告の開発を支援してきた。同氏は、英国の Janus Henderson Investors において、グローバル・エクイティ・ポートフォリオ・マネージャーとエクイティ・リサーチの責任者を務めている。また、2007 年から 2013 年まで英国会計基準審議会のメンバーであり、Corporate Reporting Users' Forum (CRUF) の創設メンバーでもある。

Tarca 氏は、公認会計士の資格を有し、University of Western Australia において会計学の博士号を取得しており、直近では University of Western Australia's Business School で教授を務めていた。また、同氏は、会計学の教科書や多くの賞を受賞した IFRS 基準に関連する幅広い研究論文を執筆している。

Tarca 氏は、2014 年から 2017 年にかけてオーストラリア会計基準審議会 (AASB) のメンバーを務め、2017 年 2 月から AASB のリサーチ・ディレクターを務めていた。また、同氏は 2011 年から 2012 年まで IFRS 財団の学術研究員を務めていた。

#### 6. IFRS 財団が Nili Shah 氏をエグゼクティブ・テクニカル・ディレクターに任命 (2017 年 7 月 21 日)

IFRS 財団は、エグゼクティブ・テクニカル・ディレクターとして Nili Shah 氏を任命したことを公表した。同職としての任務は、2017 年 10 月から開始する。同氏は、IASB を支える技術スタッフを率いて、IASB が定めた優先事項に沿ったすべての技術的な活動の調整と遂行を担うことになる。

同氏は、20年近くのIFRS基準に関する経験を有している。これまでに、SECのコーポレート・ファイナンス部門のDeputy Chief Accountantとして、IFRS基準を使用して作成された財務諸表を提出する約500社のSEC登録企業に対する審査から生じる技術的な会計上の問題に取り組んでいた。

SECに従事する前は、民間部門に勤務し、欧州企業がIFRS基準を採用する準備を支援していた。

同氏は、1996年から2004年まで英国及び米国において、PwCに勤めていた。Washington Universityにおいて経営管理学の学士号を取得しており、公認会計士とCFAの資格も有している。

## V. IASB 会議、IFRS 解釈指針委員会

IASBの会議は、ロンドンのIASB本部で以下のとおり開催された。

- 通常会議（2017年5月16日、17日）
- 通常会議（2017年6月21日、22日）
- 通常会議（2017年7月18日、19日）

また、IFRS解釈指針委員会の会議は、2017年5月3日及び2017年6月13日に開催され

た。なお、2017年5月3日の会議は、ロンドンのIASB本部からビデオ会議を通じて開催され、2017年6月13日の会議はロンドンのIASB本部で開催された（詳細については、本誌179頁の「2017年5月及び6月のIFRS解釈指針委員会会議における議論の状況」を参照いただきたい。）。

## VI. その他のIASB 関連会議

- 2017年5月8日、9日 新興経済グループ（EEG）会議（ムンバイ）
- 2017年5月23日 IFRS財団トラスティ会議（東京）
- 2017年6月15日、16日 IASBの代表者と資本市場諮問委員会（CMAC）及び世界作成者フォーラム（GPF）との会議（ロンドン）（詳細については、本誌187頁の「CMAC-GPF合同会議（2017年6月）出席報告」を参照いただきたい。）
- 2017年7月6日、7日 ASAF会議（ロンドン）（詳細については、本誌151頁の「2017年7月開催ASAF会議報告」を参照いただきたい。）